

物品調達に関するお知らせ

契約課では物品調達において、窓口にて見積合せを実施しております。

詳細につきましては契約課 物品担当までお問い合わせください。

1.見積合せ方法

対象は随意契約の限度額内（財産の買入の場合は予定価格が 80 万円以下、製造の請負の場合は 130 万円以下）の案件です。見積合せはオープン方式を採用しています。

<オープン方式>

発注者が見積の相手方を特定しないで、調達内容・数量等を公示し、参加を希望する方から、広く見積書の提出を募る方式です。

見積合せの参加を希望する方は、指定の曜日に契約課窓口において提示している仕様書の確認をおこなってください。なお案件の有無については電話でのお問い合わせにより確認いただくことが可能です。

月曜日及び木曜日に提示している案件

- 業種種目 ◆002-01（一般印刷）
◆002-02（封筒類）
◆002-04（特殊印刷）

火曜日及び金曜日に提示している案件

- 業種種目 ◆001-01（文房具） ◆001-02（トナー）
◆001-03（書籍） ◆001-07（日用雑貨）
◆006-01（家庭用医薬品） ◆006-02（医療用薬品）
◆006-03（試薬） ◆006-04（医療機器）
◆007-05（家庭用電気機器）
◆007-07（家具・スチール製品）
◆007-08（教材教具） ◆007-10（体育用品・遊具）
◆007-11（楽器）

事前にお申出いただければ、毎週上記指定の曜日に、契約課において資料を印刷し手渡しいたします。（白黒コピーでの提供です。業種種目によってはコピー対応出来かねます。）

なお、上記以外の業種種目は、案件があるごとにFAX等により、随時、見積合せをおこない発注しています。

詳細につきましては契約課 物品担当までお問い合わせください。

2.物品調達の見積合せに関する注意事項

<参加方法について>

- ・案件がある場合については、原則として指定の曜日に契約課窓口にお越しいただく必要がありますが、案件の有無については電話でのお問い合わせにより確認いただくことが可能です。
- ・窓口は午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分までです。

<見積書の提出について>

- ・見積書提出に当たっては、FAXでご送付いただいても結構です。ただし、契約に至る場合には、見積書の原本の提出をお願いします。
- ・見積書の様式は任意ですが、単価に内税で作成のうえ、本市に登録している会社名、所在地、役職及び氏名を記載し、本市届出印（使用印鑑）を押印してください。登録申請時に契約を委任している場合は受任先の所在地及び受任先の所在地及び受任者の役職・氏名を記載し、本市届出印（使用印鑑）を押印してください。
- ・見積書の宛先は、「東大阪市長」とし、案件の伝票番号及び請求課の記載をお願いします。
- ・見積書の提出期限は案件によって異なります。

<業者の決定について>

- ・予定価格の範囲内での最低の価格で見積をした方を契約の相手方とします。
- ・契約決定の方にのみ御連絡させていただきますので、ご了承ください。また、契約金額に応じて、請書または契約書が必要となる場合があります。

<参加条件について>

- ・対象の業者は、東大阪市入札参加有資格者名簿（物品・役務）に登録されている有資格者のうち、原則、以下の1から3までの業者とします。
 - 1 市内業者及び準市内業者（東大阪市内に本店等の主たる営業所がある市内業者、その他の支店等の営業所がある準市内業者です）
 - 2 該当の業種種目を第1希望としている業者
 - 3 中小企業者
- ただし、上記業者では調達が困難な場合や競争性向上等の理由から、市外業者や該当の業種種目を第2希望・第3希望としている業者、大企業者を対象とすることがあります。
- ・東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中の者、東大阪市公共工事等暴力団対策要綱による入札参加除外措置中の者は参加できません。
 - ・業者間に資本関係または人的関係がある場合は同一案件には参加できません。
 - ・参加にあたっては、地方自治法、同施行令、東大阪市財務規則、東大阪市暴力団排除条例及びその他関係法令を遵守してください。

（お問い合わせ先）

東大阪市行政管理部契約検査室契約課 物品担当

〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号

TEL：06-4309-3129 FAX：06-4309-3819